

高額療養費の自己負担引上げの撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月5日

提出者

成	相	安	信	福	田	正	明	五	百	川	純	寿
絲	原	徳	康	大	屋	俊	弘	中	村	石	芳	信
園	山		繁	尾	村	利	成	白	田	越	恵	子
角		智	子	中	島	謙	二	池	生	田	俊	一
須	山		隆	山	根	成	二	吉	越	中	雅	一
岩	田	浩	岳	高	橋	雅	彦	田	田	明	明	紀
吉	野	和	彦	嘉	本	祐	一	多	々	納	剛	美
大	国	陽	介	内	藤	芳	秀	坪	岡	内	涼	人
福	井	竜	夫	原		拓	也	岡	出	本		二
久	城	恵	治	岸	崎	道	三	中	村	川	桃	淳
野	津	直	嗣	岡	山	綾	子			村		子
河	内	大	輔	森		裕	介					絢

(別紙)

高額療養費の自己負担引上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきである。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを決定した。

今回の引上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声が数多く上がっている。

また、今回の引上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきである。

政府は引上げの内容を修正し、直近12か月の間に3回以上、制度を利用した人は4回目から負担が軽減される「多数回該当」の場合、4回目以降の負担額は引き上げず、現行のまま据え置くと表明した。しかし、高額療養費の該当者のうち、「多数回該当」に相当する人は約2割に過ぎず、全く不十分である。

また、現在、既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いるものであり、著しく不適切である。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

【令和7年3月5日原案可決】